

第3回江別市障がい福祉計画等策定委員会議事録（要点筆記）

日時：令和5年11月10日（金）

午前10時00分～午前11時55分

場所：江別市民会館3階 37号室

出席委員数 10名（敬称略）

出席：大久保 薫、佐藤 貴史、鹿島 聡美、川田 純、内館 佳子、
松井 秀子、近藤 弘隆、伊藤 ひとみ、赤川 和子、川岸 尚史
欠席：松本 拓生、谷藤 弘知、辻岡 雅子

事務局：健康福祉部長 岩渕 淑仁、子育て施策推進監 金子 武史
健康福祉部次長 四條 省人
子育て支援課長 宮崎 周、子育て支援課 主査 澤田 明子
障がい福祉課長 鈴木 知幸、障がい福祉課 係長 飯塚 修義
障がい福祉課 主査 阿部 裕介
（株）サーベイリサーチセンター 北海道事務所 白川部 慶太
（株）サーベイリサーチセンター 北海道事務所 多羽田 千春

傍聴者 なし

議 事 次 第

1. 開 会
2. 議 事
 - （1）団体ヒアリングの結果について
 - （2）第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の素案について
3. 閉 会

○鈴木課長

(配付資料の確認)

(今回欠席委員(松本委員、谷藤委員、辻岡委員)の報告)

(7月1日の人事異動により、前々回の委員会から変更があった事務局職員(子育て施策推進監)の紹介)

委員は13名中10名の参加報告。

要綱第5条第3項の規定により、本日の委員会は有効に成立しておりますことを申し添えます。

事務局からは以上です。今後の進行につきましては、大久保委員長、よろしくお願いいたします。

○大久保委員長

今回、傍聴希望者はおりませんので、早速始めたいと思います。

ただいまから「第3回江別市障がい福祉計画等策定委員会」を開催いたします。

それでは、次第2の議事(1)団体ヒアリングの結果について、資料の正誤表の説明と併せて、事務局から説明をお願いします。

○鈴木課長

私から、資料1「資料等正誤表」について説明いたします。お手元の資料1をご覧ください。

まずはじめに、1ページ目と2ページ目でございます。現行計画の第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画について、平成30年度における「新規の精神障害者保健福祉手帳交付者数の合計」について、本来104人であるところ、105人として表記していたしましたので、資料に記載のとおり、訂正をさせていただきます。

続きまして、3ページと4ページでございます。今年7月31日に開催しました「第2回江別市障がい福祉計画等策定委員会」の配付資料についてであります。集計誤りと誤記載があったため記載のとおり修正するものでございます。3ページの福祉施設から一般就労へ移行した方の実績について、誤った理由でございますが、北海道から情報提供された福祉施設から一般就労へ移行した方の実績を集計して記載しておりますが、本来、江別市で支給決定している方のみを集計するところ、市内就労系事業所からの移行人数を集計してしまっただけでございます。市内就労系事業所には、江別市以外の自治体で支給決定されている方もおりますことから、記載のとおり、差が生じております。

次に4ページの重度訪問介護利用者の大学就学支援事業の令和4年度の実績でございますが、実績は0人であるのに対し、誤って見込み量そのまま掲載してしまっただけでございます。

また、配付いたしました資料3の57ページに誤記載がございました。57

ページの最下段に、人口の推計方法について記載しておりますが、その中でコーホート変化率法と記載していますが、正しくはコーホート要因法ですので、訂正いたします。以上、よろしく願いいたします。

次第2の議事(1) 団体ヒアリングの結果については、阿部から説明いたします。

○阿部主査

団体ヒアリングの結果について、ご説明いたします。

団体ヒアリングは、8月29日から9月1日にかけて、江別市民会館で実施しました。

参加団体は、前回の策定委員会の際にお伝えしましたとおり、①江別身体障害者福祉協会、②江別視覚障害者福祉協会、③江別聴力障害者協会、④精神障害の会江別空色クラブ、⑤江別手をつなぐ育成会、⑥江別介護ママの会、⑦江別地区ことばを育てる親の会、⑧江別市自立支援協議会の相談・就労・子どもの3部会、⑨江別市ボランティア団体連絡会からは、ガイドヘルパーの方と朗読ボランティアグループまちの灯様に参加していただきました。

各団体から、3名程度の方に参加をしていただき、ヒアリングの結果につきましては、お配りした資料2のとおり一覧にまとめております。

主な意見ですが、「保健・医療について」の項目では、医療機関受診時における、手話通訳者派遣の継続、医療費助成の充実、医療制度や障害福祉サービス等制度の案内の充実、市内に小児に特化した精神科のある病院を希望、市内病院の精神科の維持・拡充、医療的ケアが必要な方の障がい児(18歳未満)から障がい者(18歳以上)へ移行の際の継続した医療支援体制の整備などが挙げられます。

次に、「生活環境の整備と生活支援について」の項目では、大雪時の除雪支援の充実、聴覚に障がいのある方に情報が伝わるよう、文字などの視覚による情報伝達手段の整備、在宅避難時の個別訪問等による支援体制の強化、障がい内容に合わせた避難所の整備、盲導犬の受け入れ態勢の整備、医療的ケア児者を、災害時に受け入れ可能な医療機関の確保、災害時に障がいのある方が避難時や避難所内で孤立しないような体制の構築、ヘルパーの高齢化等に伴う不足解消、ヘルパーの育成強化、障害福祉サービス事業所の人材不足による訪問入浴などのサービスの安定供給の強化、賃貸住宅申請時における障がい者差別の解消、放課後等デイサービス利用対象年齢以降の居場所の確保、法改正等に伴う新しい制度に対する案内や周知の充実、緊急時に宿泊も含めた即時受け入れ可能な入所施設の設置などが挙げられます。

次に、「教育や保育について」の項目では、幼児教育を含む教育機関での障がい児への理解や適切な受け入れ体制の充実、特別支援学級における思春期への配慮に伴う男性支援員の増員、医療的ケア児・強度行動障がい児を受け入れ可能な保育園・幼稚園の整備、市内に重症心身障がい児の特別支援学校を設置、

個別支援保育の年齢制限の撤廃、発達障がいの可能性のある不登校児に対する支援の強化・拡充、障がいのある児童も利用可能な学童保育・放課後児童クラブの整備・拡充等が挙げられます。

次に、「雇用や就労について」の項目では、就労支援事業所における作業工賃向上の取組強化、自立して生活ができる環境にするため障がい者の特性に応じた雇用の強化、ジョブコーチ等を活用した支援や当事者の悩み相談など交流の場の設置、障がい者雇用に対する企業の意識向上・職場の整備、親が子どもの介護で離職しないよう行政及び企業におけるサポート体制の強化・拡充、車いすの方が利用可能な福祉事業所の拡充、高校や支援学校を卒業した後の就労の選択肢の拡充、強度行動障がいのある重度障がい者が利用できる就労支援事業所の整備などが挙げられます。

次に、「障がいへの理解や交流」の項目では、盲導犬への理解と普及活動の強化・推進、市のYouTubeや会見などへ手話通訳者の配備、スポーツ等を通じた地域の方と交流可能な場の充実、精神障がい者に関する理解を広めるための啓発活動の強化、就労・生活支援などに関する様々な相談先の明確化、情報発信の方法やツールの強化・充実、同じ障がいのある方や支援者が交流できる場の整備、友好都市の交流の際に障がいのある方と交流可能な場の設置などが挙げられます。

団体ヒアリングの結果と課題につきましては、この後にご説明いたします、計画素案の第4章に掲載することとしております。以上で説明を終了します。

○大久保委員長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問がございましたら挙手をお願いいたします。

○佐藤副委員長

江別視覚障害者福祉協会の③生活環境の整備についての項目で、「盲導犬の同行は受け入れを拒否される避難所があると聞くので改善してほしい」とありますが、これは江別市内のことを言っているのか、全国的な話としてニュースなどで知った話なのか、最近の話なのか過去にあった話なのかなど、ヒアリングしたときの状況はわかりますか。

○阿部主査

ヒアリングの際のお話では、団体の仲間の話ということだったので、市内の避難所を指しているのか、市外の話をしているのかは確認していませんが、こういった現状は市の避難所担当部署の担当者に伝えることとしており、もし未対応ということであれば改善するよう伝える予定にはなっていますが、どの避難所かまでは明確には把握しておりません。

○佐藤副委員長

平成14年に身体障害者補助犬法という法律ができて、避難所においては補助犬の同行を拒むということはしてはならないとなっています。市内の避難所についての状況を江別市の担当部署に確認した際には、補助犬の同行を拒む対応はしていないと聞いておりますので、江別市における事実とは違うのかなと思います。

また、計画書素案45ページの「緊急時や災害時の対応について」の項目に「盲導犬の受け入れ態勢の整備」とありますが、江別市の話ではないかもしれませんが、もしかしたら過去の話かもしれませんので、現状、江別市の状況と異なるのであれば、こちらの記載内容は変えるなどの検討をしていただければと思います。

○大久保委員長

事実を確認した上で、課題にあげるかどうか検討していただければと思います。

そのほかに、何かご意見やご質問はありませんか。

では、私から、資料2の江別市自立支援協議会相談支援部会の⑤教育や保育についての項目で、「事業所内は飽和してしまっている」とありますが、ここでは保育園の受け入れ体制を整えば、障がい児向けの福祉サービスに行かなくてもいいのではないかと、というご指摘だと思いますし、就労支援B型事業所についても同じように、事業所が増えていることは良いことだが、少し多いのではないかと、というご指摘があったかと思います。この辺りは、どのようなヒアリング内容かわかりますか。

○澤田主査

1点目の幼稚園、保育園の関係ですが、個別支援保育が4歳児以上ということで、それ以前のお子さんについては受け入れが難しいということで、断られることがあり、保護者の就労へもつながっていかないというような話もありました。

その結果、児童発達支援や、就学後のお子さんになりますと学童保育での受け入れが難しいというケースがある場合には放課後等デイサービスにつながっていくという話を伺っています。

○阿部主査

就労系事業所のB型事業所が増えているという点についてですが、江別市内に限らず道内全体において増加傾向にあります。また、市内の就労系事業所や自立支援協議会の会議の中などでも同様の話題が出ることもあります。就労系事業所の指定権限は北海道であるため、北海道からも同様の相談が市に寄せられているところです。北海道からは、適切なサービス支給量を保つためには、適切な事業所の数があると聞いており、今後は、北海道で福祉事業所の設置に当

たり検討する際は、関係市町村にも意見を聞かせてほしいと言われております。市としましては、北海道から相談があった際には、市内の状況を伝え、適切なサービス支給量を保てるようにしていきたいと考えています。

○大久保委員長

こういった問題は、どこの自治体でも問題になっているようですね。障がいの施策が進んでいることは、とても良いことだと思いますが、障がいの施策に関する事業に人材が集まってしまい、普通の生活を送られている方のサービスの人材が不足するという現象が起きていると聞きます。

「囲い込み」というご指摘もありましたが、中には障がいのある方を囲い込んでいる事業所があるのも事実だと思いますので、適正な事業所数の設置は大事かと思います。

そのほかに、何かご意見やご質問はありませんか。

○鹿島委員

計画書素案45ページの2つ目の「生活環境の整備と生活支援について」の項目に「障害福祉サービス事業所の人材不足による訪問入浴サービス安定供給への危惧」とありますが、訪問入浴が利用できませんでした、という意見の背景には、江別市の決まりで夏場は週2回、冬場は週1回の支給決定となっていることにより、訪問入浴を実施している事業所において、年間を通じた職員の枠の確保に苦慮していると聞いています。季節を問わず、通年週2回の支給決定であれば、事業所においても職員の枠を確保できるとも聞いています。

ですので、人材不足と記載してしまうと訪問入浴事業所の職員が少ないと見えてしまうので、事業所の体制の問題だけではなく、季節で入浴回数の上限を異なる支給決定をしている影響もあると思います。

○大久保委員長

通年週2回ということであれば、そのように通年で職員を配置できるけれども、季節で入浴回数が異なると、枠に空きが出てしまうため、季節ごとに職員の配置を変えるというのは難しいということなのですね。ちなみに事務局にお聞きしますが、訪問入浴を利用されている方は、江別市でどのくらいいるのでしょうか。

○鈴木課長

18歳以上の方につきましては、現在6名の方が利用している状況でございます。

○阿部主査

今、鹿島委員からご指摘のあった、障害福祉サービス事業所の人材不足によ

る、訪問入浴のサービス安定供給の危惧に関する記載については、ヒアリング内容をもう一度精査し、鹿島委員のご発言の内容も踏まえまして、表現を整理させていただきます。次回の委員会で改めて報告させていただきます。

○大久保委員長

推測も交えての話になりますが、福祉職員の人材不足というのは、全ての障害福祉サービス等事業所に言えることだと思います。しかしながら、今回の訪問入浴の安定供給に関しては、別の理由もあるのではないかというご意見だと思いますので、事務局において内容を精査した上で、次回の委員会で報告をお願いします。

そのほかに、何かご意見やご質問はありませんか。

○川田委員

資料1の正誤表3ページの就労移行者数のところの数値の誤りについてですが、例えば令和2年度の一般就労移行者数を見ると、「江別市で支給決定されていないが、江別市内の事業所に通われていた34名の方が就職した」という数字が誤りで、正しくは「江別市が支給決定し、江別市内の事業所に通われていた20名の方が就職した」ということでしょうか。江別市内の事業所には江別市で支給決定されている方が多くいると認識しています。

この差の14名の方は、江別市外で支給決定された方で、江別市内の事業所を利用して就職したという理解でよろしいでしょうか。

○阿部主査

誤りとした34名は、江別市内の事業所から一般就労した方の人数であり、他市町村で支給決定された方も含んでいます。20名というのは、江別市で支給決定した方の中で一般就労した方の人数であり、事業所の場所は市内であるか市外であるかは問いません。こちらの表には、江別市で支給決定した方で一般就労した方の人数を記載することとしておりますので、修正いたしました。

なお、誤った理由ですが、就労系事業所から一般就労した方の人数の一覧を、北海道から提供を受けているところですが、その一覧を基に事務局において人数を集計した際に、誤って他市町村で支給決定された方を含めてしまったため、今回修正しました。

○川田委員

つまり、20名の方は、江別市で支給決定した方のみであり、通っている事業所は市外も含んでいるということですね。

○阿部主査

そのとおりでございます。

○大久保委員長

そのほかに、何かご意見やご質問はありませんか。

【意見・質問なし】

○大久保委員長

それでは、議事の2つ目、第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の素案について、まず第1章から第4章までについて事務局から説明をお願いいたします。

○阿部主査

資料3『第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の素案について』でございます。まずは、第1章から第4章までをご説明いたします。1ページをご覧ください。「第1章 計画策定に当たって」についてですが、「1. 計画策定の趣旨」は、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定根拠や、近年の法整備などについて記載しております。

次に3ページの「2. 計画の位置づけ」についてです。江別市の総合計画である「えべつ未来づくりビジョン」から見た「障がい者支援・えべつ21プラン」の位置づけや、北海道で策定されている「障がい者基本計画」などとの関係について記載しております。

次に4ページをご覧ください。「3. 計画策定の基本的方向」ですが、「(1) 計画策定の基本的な考え方」、「(2) 新制度への対応」、「(3) 計画策定の視点」、「(4) 江別版「生涯活躍のまち」構想との整合」、及び「(5) SDGsの視点」について記載しております。

「(4) 江別版「生涯活躍のまち」構想との整合」についてですが、大麻地区にある札幌盲学校跡地の一部を拠点地域とし、周辺にある様々な社会資源（商店街、大学等）と連携することで、大麻地区全体で、将来的に江別市全体に取組を波及させる「タウン型モデル」として推し進めており、その内容について記載しております。

また、「(5) SDGsの視点」についてですが、SDGs（エスディーゼーズ）とは2015年9月の国連サミットで採択された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のことであります。17のゴールと169のターゲットから構成されていますが、17のゴールの中には、「3 すべての人に健康と福祉を」、「8 働きがいも経済成長も」、「10 人や国の不平等をなくそう」、「11 住み続けられるまちづくりを」、「17 パートナリシップで目標を達成しよう」など、障がいのある方をとりまく環境に関連したものがあることから、これらのゴールを関係各機関との間で共通認識として持ち、より良いまちづくりを進めます。

次に7ページをご覧ください。「4. 計画の期間」についてですが、今回策定

する「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」は、それぞれ令和6年度から令和8年度までの3年間とすることを記載しております。

「5. 計画の対象者」ですが、「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」は、身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病及びその他の発達上の課題があって、その障がいと社会的障壁のために、継続的に日常生活や社会生活において支援を必要とする方々を対象とすることを記載しております。

次に8ページをご覧ください。「6. 計画策定の過程」ですが、障がい福祉計画等策定委員会を設置し、審議などを行うとともに、関係団体等へのヒアリングを実施したことを記載しております。

次に9ページをご覧ください。「第2章 障がいのある方の現状」についてですが、「1. 障がい者・障がい児の数」では、身体・知的・精神の手帳所持者数等について記載しています。知的・精神の手帳所持者数については、平成29年度から増加傾向にあります。手帳所持者数や新規手帳交付者数について、25ページまで続き、等級や部位、年齢ごとの人数について、その内訳を記載しております。

次に19ページをご覧ください。「(6) 新規の身体障害者手帳等の交付者数」についてですが、身体・知的・精神の新規手帳交付者数を棒グラフや表で記載しております。手帳の種類によって年齢階級別に特徴がありますのでご紹介します。

まずは、21ページをご覧ください。新規の身体障害者手帳交付者数は、70歳以上の割合が高いです。

次に23ページをご覧ください。新規の療育手帳交付者数は、19歳以下の割合が高いです。

次に25ページをご覧ください。新規の精神障害者保健福祉手帳交付者数は、20代、30代、40代の割合が高いです。

次に26ページをご覧ください。「2. 障がい者・障がい児を取り巻く状況」についてですが、難病患者、特別支援学級及び通級指導児童数について記載しております。

次に29ページをご覧ください。「3. サービス提供体制の現状」について、「(1) 障害福祉サービス等の提供事業者」は、札幌圏の各サービス種別ごとの事業所数を記載しております。「(2) 障がい福祉に係る関係団体」については、市内の障がい福祉関係の各団体及びボランティア団体を記載しています。

次に32ページをご覧ください。「第3章 障がい福祉施策などの進捗状況」についてですが、「1. 第5期障がい者福祉計画に関する進捗状況」は、3年前に策定した障がい者福祉計画で設定した目標に対しての、各年度における実績値を記載しております。新型コロナウイルス感染症の影響により、目標に達していない項目もございますが、概ね目標に達しております。

次に33ページをご覧ください。「2. 第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の進捗状況」です。「(1) 施設入所者の地域生活への移行」につ

いては、下の表に記載のとおり、施設に入所している方のうち、グループホームなどの地域生活が可能な方については、移行を進めていきたいと思いますという目標となっています。

表の最下段の「地域生活移行者数」は、目標値を12人としていますが、令和2年度から令和4年度の移行実績の合計は6人となっており目標値を下回っております。これは、新型コロナウイルスの感染拡大により、生活の場を変更することに対する安全面や健康面の配慮から、施設入所者の地域生活への移行が鈍化したと考えられます。

次に34ページをご覧ください。「(2) 福祉施設から一般就労への移行」については、新型コロナウイルスの感染拡大により、一般就労への移行は鈍化したものの回復傾向にあります。江別市においては、障害者就労相談支援事業を実施しており、障がいのある方に対して就労相談を行うとともに、その方にあった適切な障害福祉サービスを紹介しております。

「(3) 障がい児支援の提供体制の整備」については、全ての項目において、目標に達しており、今後におきましても支援ニーズの把握に努めるとともに、支援体制の整備に努めていきます。

次に36ページをご覧ください。「3. 障害福祉サービスの実績」についてですが、すべてのサービスにおいて概ね増加傾向にあります。38ページの施設入所の利用人数については、先ほど「施設入所者の地域生活への移行」の説明でもお伝えしたとおり、施設入所者の地域移行を推進していることから減少傾向にあります。

次に39ページをご覧ください。「4. 障害児通所支援等の実績」についてですが、こちらも障害福祉サービスと同様に、利用実績は増加傾向にあります。

次に40ページをご覧ください。「5. 地域生活支援事業の実績」についてです。概ね見込量と実績が同等程度となっており増加傾向です。40ページの『手話通訳者・要約筆記者派遣事業』については、新型コロナウイルスの感染拡大により、障がいのある方の外出頻度が減ったことなどから、令和4年度までは見込みを下回る傾向でしたが、令和5年度は見込量と同等程度の数値になることを予想しております。

41ページの「排泄管理支援用具」については、直腸がんや膀胱がんで人工肛門や人工膀胱を造設した方が装着する「畜便袋」や「畜尿袋」のことです。

身体障害者手帳のぼうこう機能または直腸機能障害の方で、人工肛門や人工膀胱を造設した方は、一時的ではなく一生涯、人工肛門や人工膀胱であることから、手帳認定者の増加とともに、「排泄管理支援用具」の給付件数も増加しています。

同じく41ページに記載しております「移動支援事業」、42ページに記載しております「レクリエーション活動等支援事業」につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、障がいのある方の外出機会の減少、障がいのある方の交流イベントの中止などにより、それぞれ見込量に比べて減少となっております。

ります。

次に43ページをご覧ください。「6. 相談支援体制の実績」についてです。「(1) 相談支援等の提供」、「(2) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組」についてですが、概ね見込量と実績は同等となっておりますが、「指定相談支援事業所」の実施箇所数については、令和5年度には14か所になる見込みをしておりましたが、令和2年度に比べて令和5年度は1か所の増の12か所と見込んでおります。

次に44ページをご覧ください。「第4章 障がい福祉の課題」ですが、「団体ヒアリングの結果」について記載しております。団体ヒアリングの結果については、先ほどもご説明させていただいたところですが、44ページから46ページにかけては、団体ヒアリングの実施概要と主な意見・要望をまとめたページになっています。

47ページの「2. 課題の整理」をご覧ください。団体ヒアリングで寄せられた要望などと合わせて課題を整理しています。

「(1) 相談支援体制の充実」ですが、医療や障害福祉サービス等制度の案内の充実を図ることや18歳未満である障がい児から18歳以上である障がい者への移行の際の支援体制の強化を求める意見が出ており、情報の提供体制や内容の充実を図ることが必要と考えております。

「(2) ニーズに合った障害福祉サービスの提供」ですが、活動する方の高齢化が進んでおり、障がい者・障がい児団体やボランティア団体の担い手不足を課題としております。

次のページに移りまして、「(3) 障がい児支援の充実」についてです。ヒアリングでは、放課後等デイサービスの利用対象外となる高校卒業後のケアや、緊急的に利用できる短期入所や日中一時支援のサービスについて強化・拡充を求める意見が出ており、地域の保健、医療、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築が求められております。

「(4) 社会参加の機会の確保」ですが、障がいのある方が就労するためには、障がいの程度や特性に応じた就業環境の整備が必要という意見が出ており、ジョブコーチ等を活用した支援を行うことや就労への悩みを相談できる交流の場を設けることなどが今後の課題となっております。

「(5) 障がいのある方が住みやすい環境づくり」についてですが、災害時の適切な情報伝達や避難時の環境整備について不安があるというヒアリング結果を受け、災害時に障がいのある方が孤立することのないように、地域全体で支え合う住みやすい環境づくりや、音声のみならず文字などの視覚情報といった、あらゆる障がいに対応した情報伝達手段の整備・強化が課題としております。

これらの課題について、ヒアリング結果を市役所内部で共有し、改善できる部分については迅速に対応を求めるとともに、障がい福祉課及び子育て支援課としましても、福祉事業所などの関係機関と連携を図り、改善に向けて努めて

いきます。

以上で、第1章から第4章までの説明を終わります。

○大久保委員長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問がございましたら挙手をお願いいたします。

○佐藤副委員長

9ページ「第2章 障がいのある方の現状」に関しまして、「(1)人口と障がい者数」の項目の文章で『平成29年からは、知的障がいと精神障がいは増加傾向にあります。』とありますが、確かにこの表ではそのとおりですが、知的障がいと精神障がいについては、ご存じかもしれませんが、もう何年も前から増加傾向になっております。

そういったことを考えますと、この表やグラフでは確かにそのように見えるのですが、表現的に誤解を招く恐れがあるかなと思います。もし、分かるのであれば、いつごろから増加傾向にあると載せたほうがいいでしょうし、増加し始めたスタートラインが既に分からないのであれば、『平成29年からは』という文言を削除してしまう方が良いのかなと思いました。

同じことが、17ページの「(5)障がい児」の項目の3行目に『平成29年からは、』とありますが、これも同じように過去から増えております。

そして、26ページの「(2)特別支援学級設置状況」の項目の4行目に『平成30年からは、』とありますが、これも過去から増えております。

そして、27ページの通級指導児童数の推移についての記載ですが、この文章の3行目に『通級指導児童数は平成30年からは、増加傾向にあります。』とありますが、表には記載はないですが、平成28年に一度下がって平成29年から再び増えているという状況にありますので、こういった部分も含めて表現を整理していただければと思いました。以上です。

○阿部主査

ご指摘を踏まえ、内容を精査し表現を整理して次回の委員会で改めて報告させていただきます。

○鹿島委員

先ほどの説明の中で、41ページの「移動支援事業」の実績が見込み値を大きく下回った理由としてコロナウイルス感染症の流行が理由といったような説明があったと思うのですが、36ページの「障害福祉サービスの実績」の「行動援護」については、これも外出をするサービスですが、ここは見込量を大きく上回っています。外出の機会が減ったため移動支援は減っているのかもしれませんが、一方で外出の際に利用する行動援護は増えているので、先ほどの説

明だけだと疑問に感じました。

私の推測ですが、移動支援事業所が行動援護の資格を取ったヘルパーさんを増やして障がいの重い方にも対応するようになってきたというところで、行動援護が増えたのかなと思っています。その辺りのことを踏まえて、見込量の分析はできているのかなというのが質問です。

○阿部主査

事務局の分析としましては、移動支援事業については、全ての利用者に聞き取りをした訳ではないのですが、コロナウイルスの影響で、外出を控えたため、サービス支給決定はしているけれども、利用は減っているという声があったので、そのような認識でございました。

また、行動援護に関しては、利用者は強度行動障がいのある方になっており、コロナウイルス感染症の影響に関係なく、外出が必要な時には援護が必要だということで、実績値のとおり推移していたと分析していたのですが、鹿島委員がおっしゃったような視点については整理できていなかったため、その辺りは確認させていただきたいと思います。

○大久保委員長

江別市の移動支援事業の報酬単価は、障がいの程度で違いはあるのでしょうか。

○阿部主査

資料を持ち合わせていないため、明確な単価を申し上げることはできませんが、障がいの程度によって単価は変えております。

○大久保委員長

札幌市の話で言いますと、移動支援は市町村事業ですので、財政負担の関係上、なるべく予算を支出したくないということがありまして、一時期かなりの方が移動支援を使っていたので、行動援護を利用できる方は行動援護を使ってくださいと、意図的に誘導した時期があって、それにより移動支援の利用者が減ったという過去がありました。

実態がどうなっているのかは、鹿島委員がおっしゃったように分析した方が良いかもしれませんね。

○大久保委員長

そのほかに、何かご意見やご質問はありませんか。

○松井委員

私は、障がい者支援に携わっていますが、障がいのある方が感じている問題というのは、そう簡単に言えるものではなく、単純なものでもありません。障

がいのある当事者本人からは、どこに相談したらよいのか、自分はどのような支援を受けることができるのかと言った相談を受けることがあり、自分自身の状況をつかめなくて悩んでいる方が非常に多いと感じています。

札幌市では、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムが始まりましたよね。これは、精神障がいの方にも包括支援ということで、札幌市で障がい者支援をされている方から聞いた話では、かなり幅広い業務により支援を行っているようです。

47ページの「2.課題の整理」の項目の中で、「(2) ニーズにあった障害福祉サービスの提供」とあります。障がい児支援の充実、社会参加の機会の確保、住みやすい環境づくり、と様々な課題がありますが、もっとダイナミックな支援体制の構築が必要なのではないかなと思います。介護の話になりますが、市内の包括支援センターのケア会議に出席することがありますが、当事者が色々動かなくても、包括的な支援を受けられるということで、当事者の方にとって良いことだと思います。そういったことを踏まえて、江別市におきましても、障がい者にも包括支援という指針は取れないのでしょうか。

○大久保委員長

松井委員のご発言内容は、この後、事務局から説明のある第5章以降にも関係する部分ですので、その際にもご発言いただけるとよろしいのかなと思います。

近年、介護などの高齢領域と障がい領域と生活困窮の領域が、混ざり合っているという動きがとても強いです。ただ、大きい自治体ほど機能が分かれています。それぞれの専門分野で動いているので、その垣根は取るのは難しいのですが、小さい自治体ほど、一緒になって支援を始めているところもありますので、方向性としては、様々な分野が包括して一緒になって支援ができれば良いのではないかと感じています。

そのほかに、何かご意見やご質問はありませんか。

【意見・質問なし】

○大久保委員長

それでは、次に、第5章から第7章までと資料編について、事務局から説明をお願いいたします。

○阿部主査

では、引き続き第5章から第7章までと資料編についてご説明いたします。

49ページをご覧ください。「1.基本理念と基本目標」ですが、本計画の基本理念と基本目標は、前回の令和2年度に策定した計画と同じものを継続して設定しております。これは、本計画の前提となっている「第5期障がい者福祉

計画」の期間が令和3年度から令和8年度までであるため、継続して設定しております。50ページの「2.計画の施策体系」についても、同様に同じ内容で設定しております。

次に51ページをご覧ください。「第6章 第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画」についてですが、「1.令和8（2026）年度の成果目標」では、地域生活への移行、一般就労への移行促進や障がい児支援の提供体制等の整備について、令和8年度末までの目標値を設定しています。目標値の設定に当たっては、国の基本指針に掲げられた目標値を基礎として、江別市の実情に応じた目標値を設定しています。

「（1）施設入所者の地域生活への移行」では、下の表に記載しておりますとおり、令和8年度末における施設入所者数の目標値のほか、令和4年度末の施設入所者数のうち、令和8年度末までに地域移行する累計人数の目標値、さらには、令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上減少させるという目標を掲げています。

次に「（2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」についてです。長期間入院している精神障がいのある方の地域移行、地域定着のため、福祉サービスとともに、訪問看護などの保健・医療サービスなどの充実が求められています。医療や保健機関との連携を図るほか、自立支援協議会で協議の場を設置するなど、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、体制づくりを推進します。

次に52ページをご覧ください。「（3）地域生活支援拠点等の整備」についてです。「地域生活支援拠点等の整備」とは、障がいのある方が地域で安心して暮らすために必要な相談支援や緊急時の短期入所の受け入れなど、障がいのある方の居住支援のためのサービス提供体制を地域の実情に応じて整備するもののことを言います。障がいのある方やその親の高齢化が進む中、障がいの重度化への対応や「親なき後」に備えることを求められており、国では法改正により令和6年4月から「地域生活支援拠点」の整備を市町村の努力義務としたところですが、こうした拠点の整備を推進するため、自立支援協議会などを通じて、地域の課題を整理し拠点の整備を検討していきます。

次に「（4）福祉施設から一般就労への移行等」についてです。53ページの表にありますように、一般就労への移行に関する目標値が4項目あり、国の示す指針に基づく目標値となっています。江別市としましても、平成27年8月から障害者就労相談支援事業を開始し、障がいのある方に対して就労相談を行っています、その方にあった適切な障害福祉サービスの紹介をするとともに、一般就労への移行に向けた相談支援を継続して行っていきます。

次に「（5）障がい児支援の提供体制の整備」についてです。54ページの表にありますように、児童発達支援センター（市町村中核子ども発達支援センター）の設置のほか、計4項目を目標値として定めており、現状、全ての項目において目標を達成しています。これらの項目に加え、医療的ケアを必要とする児童

が円滑に在宅生活に移行し、安心して暮らせる環境を構築していくために、医療的ケア児コーディネーターの配置を継続して広域的で多分野にまたがる支援の利用調整を行う等、包括的な相談支援体制の構築を図ります。

次に55ページをご覧ください。「(6) 相談支援体制の充実・強化等」についてです。下の表にありますように、計3項目を目標値として定めており、3項目目の「指定特定相談支援事業所」の実施箇所数については、増えることを目標としております。これは、近年において、障害福祉サービス等利用計画の作成など、相談支援のニーズが高まっていることに伴うものであります。

また、文中には、「基幹相談支援センターの設置」についても言及しています。「基幹相談支援センター」とは、地域における相談支援の中核的な機関を言い、具体的には、市内の相談支援事業所への専門的指導・助言や人材育成、成年後見制度に関する相談対応などが役割として期待されています。国では、法改正により令和6年4月から「基幹相談支援センター」の設置を市町村の努力義務としたところであり、こうした拠点の設置を推進するため、自立支援協議会などを通じて、地域の課題を整理し「基幹相談支援センター」の設置を検討していきます。

次に、56ページをご覧ください。「(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」についてです。近年、障害福祉サービスや障害児通所支援では、法改正によりサービス種目が多様化しており、多くの事業者が参入してきております。改めて障害者総合支援法等を念頭に、利用者が真に必要な障害福祉サービス等の提供を行うことが重要なことから、市では、担当する職員のスキルアップを図るとともに、事業者との情報共有を図り、障害福祉サービス等の申請や請求が適正に行われるよう体制構築に努めていきます。

次に57ページをご覧ください。「2. 障害福祉サービスの見込量と今後の取組の方向性」についてです。障害福祉サービス量を算出するための前提として、令和6年から令和8年の人口と障がい者数の推計について記載しています。人口は減少傾向にあるのに対して、障がい者人口は増加傾向となると見込んでいます。

次に58ページ以降をご覧ください。各サービス量の見込みについて記載しています。障がい者の人口推計と過去のサービス利用実績をもとに推計しており、58ページには訪問系サービスの見込量、59ページには日中活動系サービスの見込量、60ページには居住系サービスの見込量と相談支援の見込量を記載しております。記載のとおり、障がい者人口は増える見込みであることから、ほとんどの項目において令和6年度から令和8年度の見込量は、増加傾向と見込んでいます。

次に61ページ以降をご覧ください。「(6) 今後の取組の方向性」についてです。先ほどご説明しました、58ページから60ページに記載の「訪問系サービス」、「日中活動系サービスの提供」、「居住系サービス」、「相談支援」のサー

ビス量の確保のための方策について記載しております。障がいのある方が、住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、障がいの程度、支援ニーズなどに応じて障害福祉サービス等を効果的に利用することが重要となります。障がいのある方のみならず介護者の方のケアも視野に入れたサービスの提供に向け、事業所や関係機関等との連携を強化し、計画相談支援事業所と協議しながら、必要なサービスの確保に努めていきます。

次に62ページから63ページをご覧ください。「3. 障害児通所支援等の見込量と今後の取組の方向性」についてです。

62ページの見込量については、障がい者の人口推計と過去のサービス利用実績をもとに推計しており、障害児通所支援等の対象である障がい児及び発達上の課題がある児童は増える見込みであることから、ほとんどの項目において令和6年度から令和8年度の見込量は、増加傾向と見込んでいます。

63ページの今後の取組の方向性についてですが、各サービスにおいて需要の増加が見込まれるため、利用者のニーズを的確に把握し、必要なサービス量の確保に努めます。また、保健・医療・福祉・教育等の関係機関と綿密に連携し、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制を構築するよう努めていきます。

次に64ページをご覧ください。「4. 地域生活支援事業の見込量と今後の取組の方向性」についてです。「(1) 地域生活支援事業の提供」については、過去の実施状況から見込量を算出しています。

「奉仕員養成研修事業」、「移動支援事業」、「レクリエーション活動等支援事業」については、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、養成研修の参加者の減少、障がいのある方の交流イベントの中止などにより、令和2年度以降は予想した見込量に比べて実績が下回っていましたが、今年度の令和5年度からは参加者数や利用者数が回復傾向であることを踏まえて、見込量を算出しています。

66ページでは、今後の取組の方向性を記載しております。引き続き必要な量の地域生活支援事業のサービスを提供できるよう、広くわかりやすい情報提供を行うとともに、地域生活支援事業の利用につながるよう努めていきます。

次に67ページをご覧ください。「第7章 計画の実現に向けて」についてです。「1. 障がいのある方がいきいきと安心して生活できる環境づくり」ですが、「(1) 地域における支え合いの強化」では、地域の方にあらかじめ自身の状況を把握してもらう「避難行動要支援者避難支援制度」を通じて、災害時に自力で避難することが困難な方が安全に避難できるよう支援体制づくりを進めていくことについて、記載しております。

「(2) 障がいに対する理解促進及び社会参加の推進」では、「江別市手話言語条例」の制定や「重度訪問介護利用者大学修学支援事業」に関して記載しており、手話の普及・啓発や、障がいのある方の社会参加の推進について記載しております。

68ページの「2. 障がいのある方を支える持続可能な基盤づくり」ですが、「(1) 達成状況の検証及び評価」では、今回策定する第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の期間は、令和6年度から令和8年度まででありますので、計画に記載した内容については、計画期間中に分析をしていくとともに、次期計画の策定に当たっては、分析結果を踏まえて見直しをしていくことについて記載しております。

次に71ページ以降についてです。「資料編」についてですが、資料1から資料8の構成となっており、資料1については策定経過の記載、資料5には市民意見募集の結果概要、いわゆるパブリックコメントについての記載ですが、現在は計画策定の途中でありますことから、資料1と5については、記載できる部分について記載しています。また、資料6では、特別支援学級設置状況について、資料7では、江別市内障害福祉サービス等事業所一覧について、資料8では、用語解説の記載となっております。

以上で、第5章から第7章及び資料編までの説明を終わります。

○大久保委員長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問がございましたら挙手をお願いいたします。

○川田委員

64ページの地域生活支援事業についてですが、現在市内に地域活動支援センターは1か所ありますが、見込量では令和8年度まで1か所で、実利用人数の見込みは10人と設定されています。普段、私が就労相談を受けている中で感じているのは、地域活動支援センターのニーズはもう少し沢山あるのではないかなと思っています。

就労系の福祉サービスの利用を検討されていても、在職中で利用の対象にならないだとか、成人になってから夜間の学校や通信制の学校に通学されている学生の方がいらっしゃいますけれども、学生は就労系の福祉サービスの対象にはならないということで、学業と並行して働くことも見据えて考えていきたいという方の活動場所が、今のところ市内に無いということが地域の課題だと感じています。

こうした相談を受けて、あすか福祉会が運営している地域活動支援センターをご紹介させていただくのですが、地域活動支援センターの活動内容は、とても幅広い事業だと考えています。働くことを考えている方や退院後の地域生活に不安がある方などで、地域活動支援センターの利用を希望する方がいらっしゃいますが、もう少し利用者のニーズに合った様々な地域生活支援センターが市内に複数あって、利用者が自分に合った地域生活支援センターを選択できるようになれば、良いのではないかと感じます。

今後の見込量について記載されていますが、実施箇所数と実利用人数ともに

横ばいとなっています。もう少し市内の実情を考慮した見込みの方が良いのかなと感じますし、ヒアリング内容の結果を見ましても、障がいのある方同士の交流の場があったら良いといったご意見も多くあるように見えますので、そういったことも踏まえて、見込量をご検討いただけたらと思います。

○大久保委員長

ご意見ありがとうございました。地域活動支援センターに関するご意見でした。65ページの地域活動支援センターに関する見込量については、実情を考慮して、もう少し増やしてはいかがでしょうかというご意見でしたね。このことに関して、松井委員は何かご意見などございますか。

○松井委員

江別市では、江別あすか福祉会が地域活動支援センターをお預かりして運営していますが、最近限界を感じてきております。

りんご広場というB型事業所と併設して活動していますが、最近本格的に地域活動支援センターとしての活動をしなければいけないなという議論が、スタッフ間でも話題になっています。このまま江別あすか福祉会がお受けして継続していくのであれば、もう少し広範囲な形での場所として提供していかなければならないと考えているところです。

いろいろな悩みが噴出しているところですので、ぜひ、ご検討の対象にしていいただければありがたいと思います。以上です。

○大久保委員長

ご意見ありがとうございました。地域活動支援センターは市町村事業ですので、今後どのように設置していくのか、何かお考えはあるのでしょうか。ただいまのご意見も踏まえて、事務局から何かございますか。

○阿部主査

江別市としての今後の方針としましては、この場で明確にお答えすることはできないのですが、実態としましては松井委員のご発言のとおり、地域活動支援センターの運営は江別あすか福祉会に担っていただいております。

見込量の数値については、現在、江別あすか福祉会の1か所での運営となっておりますので、今後も継続していただくことを前提に見込んでおります。よって令和8年度までの見込量については、実施箇所数は1か所で、同様に実利用人数についても地域活動支援センターが1か所という想定であり、江別あすか福祉会からのこれまでの実績報告に基づき10人と見込んだものです。

川田委員がご発言にありましたように、課題として福祉事業所につながる前の場所が無い場合、体験の場や交流の場が必要ということだと思っておりますが、そういったことを実施する地域活動支援センターは、市の方でも必要性を認識

しており、実施箇所数を増やす検討については、地域活動支援センターの運営を担っていただける事業所があれば、そういった方向で協議をしていくという状況です。

○大久保委員長

計画策定委員会ですので、委員の皆さんのご意見で計画書を策定していくということで良いと思いますし、策定した計画書に記載したことが、実際にどうなっていくのかということに関しては、行政側としても予算のことがあると思います。しかしながら、計画書は市への要望書ではなく、委員の皆さんのご意見で作り上げていくものだと思いますので、そういった意味で言いますと、地域活動支援センターに関する見込量の部分は、ちょっと少ないのではないかというご意見だと思います。見込量の実施箇所数のほかにも、対象の方や用途を拡げるとか、もっと柔軟に考えてはどうだろうかということだと思います。この件で補足してご意見やご質問等はございますか。

○鹿島委員

江別あすか福祉会の地域活動支援事業を利用しようとしたら、対応が難しいということで、受け容れていただけなかった事案がありました。この実績の10人というのは断られた人は入っていないと思います。ですので、希望者はもっといるのかなと思います。

また、札幌市の地域活動支援センターなら利用できるかもしれないと思い問い合わせたところ、相談支援事業所が運営している地域活動支援センターは札幌市民以外の方も利用できるのですが、就労系事業所が運営している地域活動支援センターでは、札幌市民以外の方の受け入れはできないということでした。ですので、川田委員のご発言のように市内に地域活動支援センターを運営していただける事業所が、もっとあれば良いと思います。

あと、先ほどの報告の中で48ページに就労している人たちの交流の場がないというのがありましたが、実際には川田委員の事業所で交流活動をやっているの、そういったところを発展させて地域活動支援センターにしていくとか、構想の話になってしまいますが、もう少し活用できたら良いのかなと思います。

○大久保委員長

札幌市の話が出ていましたが、元々は異なる法律が根拠だった地域活動支援センターが、統合されていったという経緯があるのですが、対象を精神障がいの方としているところですか、発達障がいの方が多くいるところですか、働いていたのだけれども離職してしまった方が多くいるところですか、重度の障がいの方が多くいるところですか、札幌市では非常に幅の広い地域活動支援センターの運営をしています。予算の関係などもありますので、なかなか簡単なことでは無いのだと思いますが、利用者の方に合った地域活動支援センターが選べる

ようになれば良いですね。

私個人の意見になってしまいますが、江別市の人口規模であれば、地域活動支援センターが1か所というのは少ないなという気がします。ほかの委員のご意見も踏まえ、具体的な数値はこの場で決められないのかもしれないですが、委員会の意見としては、地域活動支援センターに関する見込量については、実施箇所数も実利用人数も少ないので増やすという方向でお願いしたいということで、事務局どうでしょうか。

○阿部主査

先ほど大久保委員長のご発言のとおり、各委員の皆さんのご意見により計画を作り上げていくものだとして認識しております。今回のご意見を踏まえ、一度持ち帰り、数字の修正については検討させていただきたいと思います。次回の策定委員会で、検討結果をご報告させていただきたいと考えております。

○大久保委員長

実施箇所数については1か所では少ないという意見ですので、少なくとも2か所以上となるように検討させていただきたいと思います。

では、ほかにもご意見いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○赤川委員

私からは、質問も兼ねて発言させていただきます。64ページの地域生活支援事業の提供の一覧を見ますと、これを見て自分はこの支援を受けたいと思えるのかどうかを考えると、内容が分からない方が多いのではないかと思います。色々やってみたいとか利用してみたいと意欲はあっても、実際に自分に関係するものは、この中のどれなのだろうかと思うのではないのでしょうか。市役所の窓口に行けば、リーフレットやパンフレットはあるかと思いますが、内容が分かる紹介DVDのような、視聴覚教材は市の方では用意されているのでしょうか。

また、先に意見を言わせていただきますが、例えば、紹介DVDのような視聴覚教材があれば、市役所の窓口などに相談に来られる方に、実際に活動している姿を動画などで見せることができる訳ですから、これをやってみようだとか、これを使ってみたいだとか、こんなこと相談してみようだとか、もっと出てくるかもしれないですね。動画の作成に当たっては、個人情報やプライバシーの保護の観点が重要ですので、撮影する場合は映る方への配慮は必要ですが、まずは、今あるものの中で活用の方法を工夫することが、まだあるのではないかと、という質問と意見です。

○大久保委員長

紙などの情報だけでなく、動画の情報はあるのかというご質問かと思いま

す。最近は、Y o u T u b eなどの動画による広報も増えてきていますよね。赤川委員の質問に対して事務局いかがでしょうか。

○阿部主査

DVDやY o u T u b eなどの視聴覚に訴えるような情報教材は、市としては準備できていないのが現状です。

○大久保委員長

利用者側からすると、サービスや事業の内容というのは、なかなか理解するのは大変で、動画のようなものがあると、分かりやすく支援につながるというご意見でした。私も、障がい分野の支援内容などを動画で案内しているものは、目にしたことはあまり無いですが、動画だと分かりやすく良いですね。

○赤川委員

動画作成に当たっては、個人情報やプライバシーの保護が最も重要ですので、そういった動画作成は難しい部分があるのだと思いますが、何かできることはないかと考えると、例えば、イラストなどの絵を活用して漫画のような資料にしてみるなど、利用者にもその家族にも分かりやすく興味を引くような視聴覚教材があれば良いな、文字だけではない資料が必要なのではないかなと思うところです。

○大久保委員長

赤川委員、ご意見ありがとうございました。ほかの委員の方で、赤川委員のご発言に対する意見等はございますか。

○松井委員

市役所などに相談に行くと、色々なパンフレットがもらえますが、そのようなパンフレットなどをもっと市内全域に配布場所を設置してはどうでしょうか。イタリアに旅行に行くことがあるのですが、薬局に行くと薬に関するパンフレットのほかにも、福祉に関するパンフレットも物凄く多く配置していて驚きました。日本で薬を購入するときは、店員に症状を言えば薬を紹介してくれますが、イタリアでは、店員と一緒に自分の症状と数あるパンフレットの薬の情報を照らし合わせて、最終的にこの薬が良いねということで購入しました。加えて、もし福祉的な援助が必要になったら、これを見なさいということで福祉に関するパンフレットもいただきました。

何が言いたいのかと申しますと、一般の方々も含めて障がいのある方たちは、障がい福祉に関する情報を知らない、持っていないということを経験してよく感じます。簡単に情報を得られるということは大切だと思いますの

で、多くの人の目に留まるようなところに、パンフレットなどを配置していくというのも一つの方法かと思います。

○大久保委員長

あまり予算をかけずにできそうなこともあると思いますので、事務局においては持ち帰っていただき検討いただければと思います。では、このほかにご意見などいかがでしょうか。

では、私からですが、60ページの相談支援に関する目標値ですけれども、地域相談支援の地域移行支援と地域定着支援の目標値がそれぞれ1となっていますが、前段には地域移行を進めていると説明もあったことを踏まえると、1というのは数としては少ないのではないかなと思います。実績としてもそんなに多く利用されていないようですが、地域移行を進めている状況だと思いますので、もう少し高めに見積もっていいのかなと思います。いかがでしょうか。鹿島委員、何か実情としての話などありますか。

○鹿島委員

江別市の精神科は退院支援がしっかりしていて、入院した時点から退院に向けて支援しているので、退院間近になると相談支援事業所に連絡があり、計画相談の支援を付けたいと言う話になり、退院後は計画相談に移行する流れがあります。そういったことから、退院後に地域移行支援を利用したいという意向のある病院が江別市にはない状況ですので、江別市の実績も少ないのだと思います。

○大久保委員長

江別市ではそのような実態なのですね。鹿島委員ありがとうございました。事務局からも何かありますか。

○阿部主査

地域相談支援の地域移行支援と地域定着支援を1件とした理由ですが、これまでの実績が0件で推移しておりまして、今年度になり1件の利用がありました。そういった状況を踏まえて、増える見込みがなかったため、見込量は1としております。

鹿島委員のご発言のとおり、市内や近隣市町村の精神病棟のある病院から相談を受けるときに、こちらのサービスを使って退院したいという方よりも、相談支援事業所につないでほしいという相談が多い状況ですので、あまり増える見込みがないというのが事務局としての考えです。

○大久保委員長

地域相談支援の地域移行支援と地域定着支援の利用実績は少ないけれども、

必要な方に支援が繋がっているということですので、問題ないと思います。では、ほかにもご意見など、いかがでしょうか。

○鹿島委員

事務局に質問です。59ページの「就労選択支援」について、まだ始まっていないサービスですが、サービスの概要には掲載されています。令和7年10月1日開始予定とありますが、令和7年度、8年度の見込量の記載が無いのは、まだ始まっていないので分からないという意味でしょうか。

○阿部主査

ただいまご質問のありました「就労選択支援」につきましては、おっしゃるとおり令和7年10月1日から開始予定となっていて、見込量を算出していない点に関しては、事業の詳細が国から市町村に通知されておらず、見込量の算出が難しいことから、今回は記載しておりません。

現在、国が示している概要としては、「就労アセスメント」という面談などを踏まえて、相談者が一般就労の方がふさわしいのか、それとも福祉系事業所の方がふさわしいのか等を判断して、アセスメントの結果をハローワークや就労支援事業所につないでいくというのがサービスの目的だと示されていますが、詳細についてはまだわからないため、サービス見込量については未記載となっています。

○鹿島委員

「就労選択支援」のサービス内容は、明確にはまだ分からないけど、サービスの概要には記載することにして、見込量の記載はしないということですね。分かりました。

○大久保委員長

では、ほかにもご意見など、いかがでしょうか。

○川岸委員

見込量の話とかではなく、感想に近いものになってしまうかなと思いますが、62ページの障害児通所支援に関してなんですけど、今後の取組の方向性というところで、委員会の冒頭にも委員長の方から、障害福祉サービス事業所の方で、幼稚園、保育園、こども園に移行できないお子さんがいるというお話があったと思いますが、やはり国の方からも、インクルージョンの推進はかなりあるのかなと思うのですが、母集団の方での受け入れだったりとか、福祉側との連携だったりとか、そういうところがスムーズにできていない部分も中にはあるのかなと思います。

今後この一貫した縦の連携というところを推進していくほかに、やはり移行

支援だったりとかを、福祉側だけではなく幼稚園、保育園、学校との連携を図りながら、そういったお子さん達を母集団の中でどういうふうに支援していくかっていうところを一緒に考えていくことも、この今後の方向性としては大事なのかなと思います。

それが結果的に福祉領域だけでお子さんを支援するっていうことだけではなくて、地域全体として支援していくことができているのかなと思います。

一方で、私の業務で学校、幼稚園、保育園と連携する中で、幼稚園、保育園、学校では、障がいのあるお子さんへの支援をどうしていくかという話になった時には、そこにはマンパワーだったりとか、時にはそのハード面の調整っていうところも必要になってくるというようなことも聞いていますので、福祉の側として、どういうところを担っていけるのかっていうところが、方向性の中で明確になっていくと、障がい児支援に関わる方々も、より取り組んでいきやすいかなというところがあります。

○大久保委員長

川岸委員ありがとうございました。重要なお指摘だと思います。では、ほかにもご意見など、いかがでしょうか。

では、私からですが、67ページの「(1) 地域における支え合いの強化」の中段で災害関係のことが載っています。避難行動要支援者避難支援制度とありますが、団体ヒアリングの結果を見て意外だったのは、災害っていう言葉が多く出てきていて、ちょっと意外でした。福祉サービスに携わる人が少なくて困っているだとか、そういったことが多いのではないかと感じていました。もちろんそういったことを心配されていることもあるのですが、緊急時の災害の時の対応について、すごく心配だということを各団体の方は仰っているのだなと思いました。

実は災害に関しては、個別避難計画というものが必要と言われていまして、たしか市町村においてもやっていくことになっているはずですが、特に災害弱者と言われる方々について、個別にどうやって避難できるのかとかを、普段から計画を作っておくようにという風になったと思います。もともとは自治会で作成するみたいなルールだったと思いますが、今変わってきて、関わっている福祉事業所の方も含めて作成するという方向に変わってきていると思います。そうすると、例えば障がいのある方と言うと、障がい関係の福祉サービス事業所は利用者に対する個別避難計画を作る、もっと言うと相談支援員が作成する障害福祉サービス等利用計画の中に、個別避難計画を含めなさいと踏み込んでいる自治体もあります。ここまで言っているところは、まだ少ないですけど。

こういったことを踏まえますと、個別避難計画という言葉を入れたほうがはつきりして分かりやすいと思います。国は多分、告示に示していないと思いますが、この障がい福祉計画等の中に個別支援計画を作成した人数について、現状

は3人だけれども、5年後に100人にするとか、数値目標を出すとはっきりするのですが、そこまでやると大変ですので、せめて、個別避難計画というものがあって、事業所側も行政側も自治会でも良いのですが、ちゃんと作って災害弱者を救えるようにしましょう、ということは明確にした方がいいのかなと思います。ただ、この計画は、いわゆる「者」なし計画ですので、基本計画に関わることで、次の「者」あり計画を見直すときには、もっと盛り込むべき話だとは思いますが、ですので、今回の計画では、個別避難計画という文言は入れた方がいいのかなと思います。

私の経験ですけれども、例えば札幌市でこの話をすると、関係部署がすごい関わってきてしまいます。福祉部門や危機管理部門とか複数の部署が関わってくると、部署が全然異なるため、なかなか話が進まないのが現状で、そこを突破しろという話になるので大変なんですよね。だけど、それをどうにかしないと、何かあった時に人を救えないですよ。

そういったことを踏まえて、これだけの団体の方が災害の時の対応について、心配されていますので、それに応えるためにも、次回の策定委員会の時で構いませんので、文章の整理について、ご対応いただけたらと思います。事務局いかがでしょうか。

○阿部主査

大久保委員長のお話のとおり、個別支援計画については、行政側のほかにも、社会福祉協議会ですとか、地域の民生委員や児童委員、消防や警察など多くの機関を含めた話になってしまうので、どうしても今回の計画には、明確には書けないのですが、次回の計画策定の際には、記載内容についてどのようにしていくかなどは、検討させていただきたいと思います。

今回の計画については、この避難行動要支援者避難支援制度は、個別避難計画とセットになっていると思いますので、記載する方向で検討させていただきます。

○大久保委員長

ありがとうございます。今の話ですが、実は今後のあり方として目指している、地域との共生という話に繋がっていくものだと思います。平常時も緊急時も含めて考えていくということが重要ということだと思います。では、ほかにもご意見など、いかがでしょうか。

【意見・質問なし】

○大久保委員長

無いようですので、本日予定しておりました議事はすべて終了しました。全体をとおして、何か質問などございませんか。そのほか、事務局から何かあり

ませんか。

○阿部主査

事務局から事務連絡です。7月に開催いたしました第2回策定委員会にご出席された委員の皆様で、報酬の対象となられている方へは、8月14日にお振込みいたしましたので、ご報告いたします。

次に、本日の策定委員会の開催案内に同封いたしました、計画素案に関する意見等報告書については、本日の委員会でご発言ができなかった部分も含めまして、11月15日（水曜日）までにご提出をお願いいたします。特段、ご意見などが無い場合は、提出は不要です。

次に、次回の策定委員会ですが、本日、ご審議いただいた計画素案について、委員の皆様のご意見等を踏まえて修正したものをお示しし、改めてご審議いただく予定となっております。また、12月下旬からパブリックコメントを実施する予定ですので、そちらについてもご報告させていただきます。

次に、次回の策定委員会の日程についてです。11月27日（月曜日）の午後1時30分開始を予定しております。場所は市民会館1階小ホールでございます。出席確認につきましては、本日配付している出席確認票を、11月17日（金曜日）までに電子メール、FAXにてご提出をお願いいたします。お電話によりご連絡をいただいても構いません。事務局からは以上です。

○大久保委員長

何かご質問がございましたら挙手をお願いいたします。

以上で、本日協議する議事はすべて終了しましたので閉会します。本日はどうもありがとうございました。